

休学留学の教務関連手続きについて

～よくある質問 FAQ～

Q. 詳細が決まっておらず、休学願③や休学留学申請書に記入できない箇所があります。どうしたらいいですか？

A. 休学願③の渡航期間が決まっていない場合は、年月のみの記入でも構いません。また、「休学願③の国外住所」および「休学留学申請書の留学先住所」が未定の場合、「未定」と記入し、メールアドレスなど分かる部分のみ記入してください。

Q. 入学許可証に受入期間の詳細な日にちが記載されていないのですが、休学留学申請書の留学期間はどのように記載したらよいですか？

A. 休学留学申請書の留学期間は、入学許可証に記載された期間を記入しますが、入学許可証に記載がない場合は、アカデミックカレンダーなどスケジュールのわかるものから留学期間開始・終了月を確認し記入します。アカデミックカレンダーなどの書類もあわせて教務課に提出してください。

Q. 8月中旬から休学留学で渡航するのですが、休学期間も8月中旬からになりますか？

A. 特段の理由がない限り、8月～9月に渡航する留学の休学開始日は10月1日としてください。2月～3月に渡航する留学についても、休学開始日は4月1日です。

Q. 自由留学（単位認定なし）で休学をしていましたが、やはり単位認定申請がしたいです。どうしたらいいですか？

A. 休学手続き時に休学留学申請書の提出が無い場合は、いかなる理由でも単位認定を申請することはできません。

Q. 4年生の秋学期から1年間の休学留学を予定しています。卒業は翌年度の3月を予定していますが、卒業研究演習・卒業研究はどのように履修したら良いのでしょうか？

A. 休学留学前の4年生（1年目）春学期に卒業研究演習・卒業研究を履修登録し、授業に参加していた場合、指導教員の許可があれば、継続聴講の制度が利用できます。帰国後、4年生（2年目）の秋学期履修登録期間中に「聴講承認届」を提出してください。また、秋学期の卒業研究演習（2単位）は通常通り、履修登録期間中にご自身で履修登録してください。

指導教員の継続聴講の許可が得られない、あるいは休学留学前の4年生春学期に卒業研究演習・卒業研究を履修していない場合、帰国後の秋学期に指導教員と相談のうえ、自コースの専門科目（講義、または専門演習（本ゼミを除く））から代替科目（卒業研究演習相当科目）を選んで履修してください。秋学期の履修登録期間中に、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」を提出していただくことで、代替科目を春学期の卒業研究演習2単位分に充てることが可能となります

また、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」の提出時に、卒業研究（時間外・通年・

8単位)の追加登録を行うために必要な「履修登録修正届」を併せてご提出ください。

4年生秋学期の卒業研究演習(2単位)は通常通り、履修登録期間中にご自身で履修登録してください。

卒業研究演習および卒業研究の履修に必要な手続きについては、例年9月頃大学ホームページおよび学務情報システムに案内を掲載しますので、詳細はそちらで確認してください。

※休学期間が4年生秋学期の半年間のみの場合、帰国後の春学期に改めて卒業研究演習・卒業研究を履修登録し、授業に参加する必要があります。継続聴講および卒業研究演習相当科目の制度は利用できません。

 **本資料に関する問い合わせは教務課記録係まで** 